

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

仮設施設有効活用等事業の助成対象要件

提案団体

岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

完成5年経過後の仮設施設について、客観的に仮設施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施設は、東日本大震災津波で被災した事業者が仮設復旧するために措置されたものであり、非常に有意な事業である。
当該仮設施設を市町村が撤去等した場合は中小機構から助成を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助成期間が延長された。
本助成事業は、客観的に仮設施設としての利用を終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮設施設の継続利用の意思」及び「土地所有者等の意思等により利用継続ができないこと」が必要とされているところ。一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被災地域の実情に応じたまちづくりの推進

根拠法令等

仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市

○当市では助成要件に該当する事業を行っていないが、被災地域の実情に応じたまちづくりの推進につながることから、共同提案を行うもの。

○本県においても、中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設店舗があり、今後、事業者が本設再開した場合等において、仮設店舗の撤去費用の確保が課題となることが考えられる。岩手県と同様に、要件の緩和を求めたい。(相馬市:原子力災害被災地域以外)

※原子力災害による避難区域市町村の被災事業者が入居する仮設施設の場合は、要件にかかわらず撤去費用が助成対象となる。